

別紙1

事業計画書

1 申請者の概要

事業者名			
所在地			
種別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	主たる業種	<input type="checkbox"/> 飲食店事業者 <input type="checkbox"/> 理美容業事業者 <input type="checkbox"/> 洗濯業事業者 <input type="checkbox"/> 浴場業事業者
設立年月日		代表者名	
電話番号		FAX 番号	
担当者氏名			
事業概要※1			
資本金額	千円	常時使用する従業員数 ※2	人

※1 実施している事業の内容を記載してください。

※2 労働基準法第20条の規定に基づく[予め解雇の予告を必要とする者]を記入してください。

2 売上高または営業利益額の状況

年次比較：原則 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

○原油・物価高騰以降

自： 年 月 日		至： 年 月 日	
売上高 ^㉑ (円)		営業利益額 ^㉒ (円)	

・法人の場合は2022年(令和4年)4月30日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2022年(令和4年)分(2022年1月～2022年12月)の売上高が該当します。

○原油・物価高騰以前

自： 年 月 日		至： 年 月 日	
売上高 ^㉓ (円)		営業利益額 ^㉔ (円)	

・法人の場合は2019年(平成31年)1月から2021(令和3年)年12月の間に含まれる事業年度の売上高が該当します。

・個人事業主の場合は2019年(令和元年)分、2020年(令和2年)分、2021年(令和3年)分のいずれかの売上高が該当します。

売上高減少率(%) (^㉓ - ^㉑) / ^㉑ × 100	^㉕	営業利益額減少(%) (^㉔ - ^㉒) / ^㉒ × 100	^㉖
---	--------------	--	--------------

※申請には原油・物価高騰以降と原油・物価高騰以前とを比較して、売上高減少率(㉕)が5%以上又は営

業利益額減少率 (⑩) が 7.5%以上である必要があります。

月次比較の場合 ※売上高又は営業利益額のどちらかを記入してください。

※年次比較で売上高減少率が 5%以上又は営業利益額減少率が 7.5%以上に該当しなかった場合は、月次比較での比較も可能です。

○原油・物価高騰以降

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				⑧
営業利益額 (円)				⑨

・ 2022 年 (令和 4 年) 1 月以降の連続する 12 月のうち任意の 3 月を記載。

○原油・物価高騰以前

	年 月	年 月	年 月	合計
売上高 (円)				⑪
営業利益額 (円)				⑫

・ 2019 年 (平成 31 年) 1 月～2021 年 (令和 3 年) 12 月までの間の、原油・物価高騰以降に記載した同月を記載。

売上高減少率 (%) (⑪ - ⑧) / ⑧ × 100	⑭	営業利益額減少率 (%) (⑫ - ⑨) / ⑨ × 100	⑮
---------------------------------	---	-----------------------------------	---

※申請には原油・物価高騰以降と原油・物価高騰以前とを比較して、売上高減少率 (⑭) が 5%又は営業利益額減少率 (⑮) が 7.5%以上である必要があります。

3 補助事業の内容

補助金を活用した更新する設備・機器の概要

--

4 本事業による省エネ効果について

(1) 既存設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(E))
1			
2			
3			
合計 (①)			

(2) 更新(導入予定)設備・機器

No.	設備・機器の名称 (型番・型式)	数	エネルギー消費量合計 (エネルギー消費量比較証明(F))	補助対象経費(円) (税抜:設置費等も含む)
1				
2				
3				
エネルギー消費量合計 ②				
補助対象経費の合計額 ③				
エネルギー削減量 (①-②) ④				

省エネ効果 (④÷①) ×100 %

- ※ 小数点3位を四捨五入して記載してください。省エネ効果が10%未満の場合は申請できません。
 ※ 既存設備と更新設備で供給源が異なる場合(ガスから電気へ変更等)はそれぞれ算出してください。

5 補助申請額

事業に要する経費(円) (税込)	補助対象経費の合計額(円) (税抜)	補助金交付申請額(円) ※補助対象経費の2/3以内(千円未満切捨) ※飲食、理美容事業者は上限100万円、下限10万円 ※洗濯、浴場業事業者は上限300万円、下限50万円